

## オンライン仮予約についてのご案内

### 1 はじめに

#### (1) 利用者登録がお済みではない方

施設仮予約システムのご利用には、事前に当館窓口での利用者登録が必要です。

#### ■利用者登録

当館窓口に必要な書類をご持参のうえ、所定の手続きを行ってください。

※必要書類…本人確認書類（例：運転免許証）

保護者同意書（18歳未満および高校生の場合）

※主な利用内容や団体の活動拠点（定まっていない場合は代表者の住所や団体 HP・SNS 等）を確認します。

#### (2) 利用者登録がお済みの方

ID とパスワードをご確認ください。

施設仮予約システムからの通知を受信するため、メールアドレスを登録してください。

### 2 施設仮予約システムのご利用上の注意

#### (1) 仮予約数の上限

施設仮予約システムでの仮予約は1団体・個人あたり1申請まで可能です。

1申請あたり、2明細まで仮予約が可能です。

例) ・ご利用日が同日の場合は異なる2施設まで

・ご利用施設が同じ場合は異なる2利用時間まで（連続する場合は1つと数える）

上限を超えた仮予約をご希望の場合は、お電話もしくは窓口で承ります。

#### (2) 申込受付期間

施設仮予約システムでの仮予約は、利用施設等により申込受付期間が異なります。

抽選会期間中は抽選対象月の仮予約はできません。

##### 【大ホール／小ホール】

利用日の13カ月前の日が属する月の抽選日の翌日から利用日の14日前まで

##### 【多目的室／諸室 非営利（団体・個人）】

利用日の7カ月前の日が属する月の抽選日の翌日から利用日の前日まで

##### 【多目的室／諸室 営利（団体・個人）】

利用日の4カ月前の日が属する月の抽選日の翌日から利用日の前日まで

※施設仮予約システムでの仮予約後、7日以内に窓口で本申請手続きが必要です。

この期限を超えた場合、仮予約は無効となります。なお、期限の延長はできません。

※施設のご利用には所定の期限までに窓口での本申請手続きが必要です。

### 3 よくあるお問い合わせ

Q 仮予約ができない。

A 次の場合が考えられます。

- (1) 入金が済んでいない申請が残っている。
- (2) 1申請2明細を超えている。
- (3) メールアドレスの登録ができていない。

Q 空き状況照会について

A 年末年始の休館日（12月29日から1月3日まで）、抽選会の事前申込締切日の17時から抽選会日の翌日8時55分までは空き状況は照会できません。

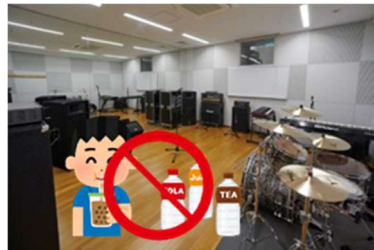
### 4 施設利用上の注意

各施設には利用条件（禁止事項）があります。本申請手続きにて利用内容を確認し、万が一、利用施設の禁止事項に該当する場合は使用を許可しない場合があります（詳細はお電話にてお問合せください）。

お問い合わせ先：東大阪市文化創造館 代表番号：06-4307-5772

#### ※禁止事項の一例

- ・創造支援室D（ダンスルーム）、音楽スタジオの部屋では飲食できません。



- ・創造支援室C（会議室）、A（工作室）や和室でダンス、歌及び楽器演奏はできません。



以上

<施設仮予約システム アクセス方法>

QRコードを読取り→→→→→→→→→→

